

佐賀県規則第4号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第4条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する知事が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例<u>附則第27項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例<u>附則第28項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例<u>附則第29項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例<u>附則第33項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(6) 略</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後、速やかに、任命権</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第4条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する知事が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例<u>附則第4項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) 条例<u>附則第5項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) 条例<u>附則第6項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) 条例<u>附則第10項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(6) 略</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第9条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後、速やかに、任命権</p>

改正前	改正後
<p>者（受給資格者が退職した際の任命権者をいう。以下同じ。）に第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して、失業者の退職手当受給資格証（様式第4号。以下「受給資格証」という。）の交付を申し出るものとする。この場合において、その者が<u>第12条第4項</u>に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（求職の申込み及び求職証明書の提出）</p> <p>第10条 受給資格者は、退職後、速やかに、その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格証（受給資格証の交付を受けるまでは、第7条に規定する退職票）を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が<u>第12条第4項</u>に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第12条 条例第10条第1項の規定による申出は、<u>受給期間延長申請書</u>（様式第7号）に受給資格証又は退職票を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支</p>	<p>者（受給資格者が退職した際の任命権者をいう。以下同じ。）に第7条の規定により交付を受けた退職票を提出して、失業者の退職手当受給資格証（様式第4号。以下「受給資格証」という。）の交付を申し出るものとする。この場合において、その者が<u>第12条第5項又は第12条の4第3項</u>の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（求職の申込み及び求職証明書の提出）</p> <p>第10条 受給資格者は、退職後、速やかに、その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、受給資格証（受給資格証の交付を受けるまでは、第7条に規定する退職票）を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が<u>第12条第5項又は第12条の4第3項</u>の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第12条 条例第10条第1項の規定による申出は、<u>受給期間延長等申請書</u>（様式第7号）に<u>医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）</u>を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 前項の申出は、<u>当該申出に係る者が条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から</u>、基本手当に相当する退</p>

改正前	改正後
<p>給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長通知書</u>（様式第8号）を交付するとともに、<u>受給資格証又は退職票</u>に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により<u>受給期間延長通知書</u>の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>受給期間延長申請書</u>の記載内容に重大な変更があった場合 <u>受給期間延長通知書</u></p> <p>(2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 <u>受給期間延長通知書及び受給資格証又は退職票</u></p>	<p>職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</p> <p>4 <u>第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。</u></p> <p>5 任命権者は、第1項の申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長等通知書</u>（様式第8号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、<u>受給資格証に必要な事項を記載した上</u>、返付しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により<u>受給期間延長等通知書</u>の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合</u> <u>交付を受けた受給期間延長等通知書</u></p> <p>(2) 条例第10条1項に規定する理由がやんだ場合 <u>交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証</u></p> <p>7 <u>第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合にお</u></p>

改正前	改正後
<p>6 第1項ただし書の規定は、<u>前項</u>の場合について準用する。</p>	<p>いて、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。</p> <p>8 <u>前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。</u> <u>(条例第10条第4項の知事が定める事業)</u></p> <p>第12条の2 <u>条例第10条第4項の別に知事が定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの</u></p> <p>(2) <u>その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの</u></p> <p>(3) <u>その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの</u> <u>(条例第10条第4項の知事が定める職員)</u></p> <p>第12条の3 <u>条例第10条第4項の別に知事が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員</u></p> <p>(2) <u>その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員</u> <u>(支給の期間の特例の申出)</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>第12条の4 条例第10条第4項の規定により退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に知事が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に知事が定める職員が行う申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。</u></p> <p><u>2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2か月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第12条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第11号）による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第35項の規定の適用を受ける職員（次項に該当する者を除く。）に対する様式第1号の規定の適用については、「2/100」とあるのは、「10/100+2/100」とする。</u></p> <p>6 <u>改正後の条例附則第35項の規定の適用を受ける職員のうち、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から2年を減じた年齢以上である者に対する様式第1号の規定の適用については、「2/100」とあるのは、「3/100」とする。</u></p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0; text-align: center;">退職手当計算書</div>	<p>(1) <u>その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証</u></p> <p>5 <u>第12条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第12条第1項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合に、第12条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>条例附則第12項の規定の適用を受ける職員（次項に該当する者を除く。）に対する様式第1号の規定の適用については、「2/100」とあるのは、「10/100+2/100」とする。</u></p> <p>6 <u>条例附則第12項の規定の適用を受ける職員のうち、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から2年を減じた年齢以上である者に対する様式第1号の規定の適用については、「2/100」とあるのは、「3/100」とする。</u></p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0; text-align: center;">退職手当計算書</div>

改正前				改正後			
退職 手当 の基 本額	略			退職 手当 の基 本額	略		
	算式	支給 率	額		算式	支給 率	額
	略				略		
	附則第30項又は昭和48年条例附則該 当C (B×0.837)		略		附則第7項又は昭和48年条例附則該 当C (B×0.837)		略
	略				略		
第5条の2該当			略	略	略		
特定減額前給料月額	円		特定減額前給料月額	円			
(特定減額前俸給月額)			(特定減額前俸給月額)				
退職日給料月額 (A)	円		退職日給料月額 (A)	円			
			附則第22項該当 (附則第24項の規定に より読み替えて適用する場合を 含む。)				
特別特定減額前給料月額		円	特別特定減額前給料月額	円	・	円	
(特別特定減額前俸給月額)			(特別特定減額前俸給月額)				
7割改定前給料月額		円	7割改定前給料月額	円	・	円	
(7割改定前俸給月額)			(7割改定前俸給月額)				
退職日給料月額		円	退職日給料月額	円	・	円	
						±	
						±	
						三	
						円	

改正前		改正後	
略	略	略	略
様式第7号（第12条関係） 受給期間延長申請書		様式第7号（第12条、第12条の4関係） 受給期間延長等申請書	
略		略	
③ 職業に就く ことができな い理由		③ この申請書 を提出する理 由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職 業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由〔 〕
④ ③の理由が 疾病又は負傷 の場合	略	④ ③のアの理 由が疾病又は 負傷の場合	略
⑤ 職業に就く ことができな い期間	略	⑤ 職業に就く ことができな い期間又は事 業を実施する 期間	略
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第12条第1項 の規定により上記のとおり申請します。 略		佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第12条第1項・ 第12条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 略	
注意事項 1 この申請は、任命権者に受給資格証を添えて提出すること。		注意事項 1 この申請は、任命権者に受給資格証（受給資格証の交付を受け ていない場合には、退職票）及び③欄の理由の事実を証明するこ とができる書類（医師の証明書、登記事項証明書等）を添えて提	

改正前

2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

3 略

様式第8号（第12条関係）

受給期間延長通知書

略	
受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	略
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第12条第4項の規定により上記のとおり受給期間を <u>延長</u> する。	
略	

注意事項

1 略

改正後

出すること。

2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

3 略

様式第8号（第12条、第12条の4関係）

受給期間延長等通知書

略	
受給期間延長等の理由	<u>ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため</u> <u>イ 事業を開始等したため</u> 具体的理由
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	略
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第12条第5項・ <u>第12条の4第3項</u> の規定により上記のとおり受給期間を <u>延長等</u> する。	
略	

注意事項

1 略

改正前

- 2 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき (例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき) には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

様式第11号 (第16条関係)

(表)

略			
②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	略	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
	略		
略			

(裏)

略

改正後

- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき (例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき) には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証 (受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票) に添えてこの通知書を提出すること。

様式第11号 (第16条関係)

(表)

略				
②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	略	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 <u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練</u>
				略
略				

(裏)

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2、附則第5項及び第6項並びに様式第1号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。